

平成 2 7 年 第 1 回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

平成27年第1回教育委員会定例会議事日程

平成27年1月26日（月）

午後4時 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

議案第1号 平成27年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について

議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見について

議案第3号 平成26年度多賀城市一般会計補正予算（第7号）に対する意見について

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

平成27年第1回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

☆教育総務課関係

1月5日、定期昇給者に係る辞令交付を行いました。教育委員会事務局職員は56名中49名が定期昇給しております。

1月15日、「第6回仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

☆学校教育課関係

市立小中学校は、昨年12月23日から16日間の冬休みを終え、1月8日から3学期に入っております。

冬休み中の12月25日から27日までの3日間には、今年度で3回目となりました「多賀城スコーレ（ウィンタースクール）」を、多賀城小学校及び多賀城市中央公民館で開催し、小学生のべ125人、中学生のべ99人の参加がありました。

小・中学校のインフルエンザについては、現在までに天真小学校4学級、城南小学校1学級で学級閉鎖の報告がありました。その他の学校からも少人数ながら罹患発生報告がありますので、管理校医の指導を受けながら、引き続きうがいや手洗いの励行等、感染の未然防止に努めてまいります。

☆生涯学習課関係

1月9日、「多賀城市青少年健全育成市民会議第3回理事会」が開催され、平成26年度青少年善行表彰者の選考や少年の主張全国大会の報告等を行いました。

1月10日、「10,000人寒げいこ」が総合体育館において行われ、14団体296名が参加しました。

1月11日、「平成27年成人式」を文化センターで開催しました。対象者は平成6年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた664名（男358名・女306名）で、市外に居住している新成人を含む476名の出席がありました。式典については、市内中学校の卒業生9名で組織する実行委員会が準備段階から企画運営し、中学校当時を振り返る映像や恩師のスピーチ等が行われました。

1月17日、NHKの番組「着信御礼！ケイタイ大喜利（おおぎり）」の公開収録が文化センターで行われ、913名の参加者がありました。

1月18日、「パワーアップジャパン From Tokyo」が総合体育館で開催され、230名が武道や体操、球技を通じてトップアスリートと交流しました。

1月21日、新図書館が設置される「駅北再開発ビルの安全祈願祭」が駅北再開発地区で行われました。

☆文化財課関係

1月10日から3月22日までの会期で、みぢかな文化財展「くらしと農耕」を多賀城史遊館で開催しております。

1月13日から1月22日にかけて、多賀城地区ほ場整備事業に係る住民説明会が地区ごとに開催され、文化財課長等が出席しております。

平成27年1月26日提出

多賀城市教育委員会
教育長 菊地 昭吾

議案第 1 号

平成 27 年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標
について

このことについて、別紙のとおり定める。

平成 27 年 1 月 26 日提出

多賀城市教育委員会
教育長 菊地 昭吾

多賀城市教育基本方針

教育基本法の精神に基づき、

ひろい心、健やかな体、豊かな人間性と創造力を備えた児童生徒の育成を目指し、幅広い知識と教養を身に付け、真理と正義を求める心を持ち、自主・自律と公共の精神に満ちた人格の形成を図る。あわせて、市民が「未来を育むまち史都多賀城」の歴史・文化を継承し豊かな心を育むまちの実現のために活動できる環境整備に努める。

平成27年度教育重点目標

1 学校教育の充実

ひろい心、健やかな体、豊かな人間性と創造力を備えた児童生徒の育成を目指し、基礎的・基本的な幅広い知識と教養を身に付け、社会の変化に主体的に対応できる能力及び思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」の定着と個性を伸ばす教育の充実を図る。

また、国際的視野をもち、生涯にわたり自ら学ぶ意欲と態度、郷土愛と豊かな人間関係を培う教育の推進を図るとともに、教職員の英知と創意を生かし、地域社会に開かれた特色ある学校づくりと子どもたちの「生きる力」をはぐくむ学校教育の実現に努め、「多賀城を知り多賀城を語る児童生徒」の育成に努める。

また、東日本大震災は、児童生徒及び教職員の心身、地域・家庭を取り巻く環境や教育活動に、今もなお大きな影響を与えていることから、児童生徒等の心のケアを充実させるとともに、円滑な学校運営の支援に努める。

このため、次の施策を行う。

(1) 「確かな学力」をはぐくむ教育の施策

(基礎的・基本的な知識・技能の定着、関心・意欲の向上、自ら学び、考える力の育成)

- 教職員の授業力の向上（校内研究の支援、授業づくり研修会等教員研修支援）
- 個に応じた学習指導の支援（少人数、TT、習熟度別指導、学力検査の活用等）
（教員加配措置、学習支援員の配置、特別支援教育の充実策、学力検査支援）
- 体験的な活動の支援（「総合的な学習の時間」の支援、キャリア教育支援）
- 家庭学習の啓発支援（家庭教育研修会、「家庭学習の手引き」の活用）

(2) 「豊かな心」をはぐくむ心の教育の施策

(自己肯定感・自尊心、思いやる心、協働する力、生命尊重、感動する心、正義感、公正を重んじる心の育成)

- 自己肯定感や自尊心を高める道徳教育の推進（授業づくり研修会等教員研修支援）
- 「語りかけて励まし、認めて育てる」、心のかよいあう生徒指導の支援

(SSW・心の教室相談員・学校生活指導支援員・SCの配置、SSWを中心とした相談体制の整備・実践的研修の推進、関係機関との連携強化)

- 体験活動の支援（「総合的な学習の時間」の支援、文化体験支援）
 - とともに学び、ともに育つ特別支援教育の推進
(支援員の配置充実、きめ細やかな就学指導体制の整備、関係機関との連携)
- (3) 「健やかな体」を育てる健康教育推進の施策（健康的な生活習慣の形成、学校保健教育の充実）
- 児童生徒等健康診断の実施、学校保健会活動の支援
 - 学校給食に係るハード、ソフト両面の安全確保の堅持、給食センターと学校が連携した食育の推進(栄養教諭の加配、食育計画の作成と実施)
 - 震災による心への影響の実態把握と適切なケアの推進
(SSW・SCの配置、研修会の設定、福祉部門・宮城県・警察との連携・協働)
- (4) 開かれた、特色ある多賀城らしい教育推進の施策
(歴史・文化を尊重し、郷土を愛する心と時代の変化に対応する力の育成、家庭や地域等との協働)
- 多賀城を知り多賀城を語る児童生徒の育成（地域の歴史・自然・文化・人材の活用）
(副読本の活用、文化財課・生涯学習課との協働による学校支援、地域行事への積極的参加)
 - 多賀城らしい理科教育の推進(支援員の配置、研修会の継続、大学・企業との連携)
 - 多賀城らしい国際理解教育の充実(ALTの小中学校への配置、英語学習の充実)
 - 保護者、地域の信頼に応える学校づくり(学校評価の実施と公表)
- (5) 安全でうるおいのある学校教育環境づくり推進の施策
- 学校施設の計画的な整備
(校舎増築・大規模改修事業、エレベータ改修事業など小中学校の環境整備や施設の修繕)
 - 安全で安心して学ぶことのできる教育施設の整備
(通学路・遊具等安全点検の徹底、給食・通学路の放射性物質検査、給食食材の産地調査)
 - 防犯・防災教育・安全教育の推進
(防災副読本(資料集)作成、危機管理マニュアルの整備支援、大学・高等学校・行政防災部門と協働した防災教育の推進、地域との連携強化支援)
 - 主体的な学びに対応できる学校図書館、パソコンルームの充実と活用（学校図書の実践、図書館補助員の配置、情報モラル教育の支援、パソコンの環境整備）
 - より良い環境を創造する態度を育てる環境教育の推進

2 生涯学習の振興

市民一人ひとりの生涯を通じた学習を支援するため、多様な学習機会を提供するとともに、市民による自主的・積極的な学習活動と、その学習成果を生かした地域づくり、まちづくりに努める。

また、学校・家庭・地域の連携協力による協働教育を推進し、青少年の健全育成を図る。さらに市民参画、市民協働の理念のもと、地域自治力の向上を目指す。

このため、次の施策を行う。

- (1) 講座や学習内容の充実
- 市民のライフステージに対応した生涯学習・社会教育事業の実施
 - 今日的な社会課題や生活課題に対応した生涯学習・社会教育事業の実施

- (2) 学校・家庭・地域の連携協力による協働教育の推進
 - 学校支援地域本部事業の新たな構築、放課後子ども教室事業の新たな実施
 - 青少年健全育成の啓発
 - 地域コミュニティを活用した市民創造型社会教育事業の推進
 - 市民参画による成人式の開催
 - ジュニアリーダーとインリーダーの支援育成
 - 大代地区公民館の地域コミュニティ拠点化計画に基づいた事業
- (3) 読書活動の充実
 - 市立図書館、分室、移動図書館の充実と学校図書室の連携強化
 - 第二次多賀城市図書館基本計画の推進
 - 多賀城市立図書館移転計画の推進
 - 子どもの読書活動の推進
- (4) 団体支援等
 - 生涯学習、社会教育活動団体の運営及び活動支援

3 スポーツの振興

市民の健全な心身と健康の保持・増進を図るためスポーツ活動を推進し、多種目・多世代・多目的でつくる市民スポーツ社会を実現する。

スポーツ事業を実施し、人と人との交流や地域間の交流を促進し、活気あふれる元気なまちづくりを目指す。

このため、次の施策を行う。

- (1) スポーツ機会の充実
 - 総合型地域スポーツクラブの理念に基づくスポーツレクリエーション活動の振興
 - 市民が参画し主体となるスポーツ推進体制の充実
 - 教室講座、事業の充実
 - 見るスポーツ、サポート活動の振興
- (2) 社会体育施設等の環境整備
 - 施設・設備の充実
 - 地域に根ざしたきめ細かなスポーツサービスの充実
- (3) スポーツ団体の支援
 - 総合型地域スポーツクラブである多賀城市民スポーツクラブとの連携協力
 - 体育協会、スポーツ少年団等の育成支援
 - 団体間交流の推進

4 芸術文化の振興

市民の多様な文化活動を積極的に支援するとともに、心の豊かさを求める市民の文化に寄せる関心と期待に対応するため、国の内外の優れた芸術を鑑賞する機会の拡充に努める。特に、音楽などの芸術文化は、人々に感動や活力をもたらすことから、文化センターの特性を活かしたホール事業に重点的に取り組み文化的な生活及び心の復興の一助とする。

このため、次の施策を行う。

- (1) 市民の教養と豊かな情操を培うための芸術鑑賞機会の提供

- (2) 市民が行う、芸術文化活動の支援
- (3) 市民参加型事業の創出

5 文化財の保存と活用

文化財を適正に保存・活用することは、市民の歴史文化に対する意識の向上に繋がり、ひいては本市の個性豊かな魅力あるまちづくりに大きく寄与するものである。

よって、東日本大震災からの復興に向けて、歴史、文化を活かしたまちづくりを推進するため、郷土の貴重な遺産である文化財を保護・継承し、関係部署等との連携のもと、その活用を図る。また、震災復興のシンボルともなる特別史跡多賀城跡復元整備事業への取組みを進める。

このため、次の施策を行う。

- (1) 特別史跡の公有化及び史跡地内の景観保全
 - 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画に基づく公有化の促進
 - 地域等との連携による史跡地内の景観保全
- (2) 特別史跡多賀城跡復元整備事業の推進
 - 多賀城南門等復元整備検討委員会議の開催
- (3) 名勝「おくの細道の風景地」の景観保全
 - 「壺の碑」、「興井」、「末の松山」の保存管理活用計画の策定
- (4) 文化財保護意識の普及啓発
 - 震災復興に関連した展示会等の開催
 - 市民と一体となった文化財保護意識の普及啓発
- (5) 文化財調査の実施と保存活用の推進
 - 本市の歴史の根幹をなす埋蔵文化財の調査、保存、活用
 - 被災文化財（民俗資料・古文書等）の保全、調査
- (6) 埋蔵文化財調査センター体験館（多賀城史遊館）の管理運営
 - 収蔵資料を活用した体験学習の充実と展示公開
- (7) 文化財関連施設の整備
 - 埋蔵文化財調査センター特別収蔵庫の改修工事

議案第 2 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和
31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたので、異議な
い旨意見を申し出る。

平成27年1月26日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第 2 号 関係資料

議案第 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正す

る法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 日 提出

多賀城市長 菊地 健次郎

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第1条 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年多賀城市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条」に、「勤務時間」を「に関し必要な事項を定めるとともに、教育長の勤務時間」に改める。

第2条第2項中「他の」を削る。

(多賀城市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第2条 多賀城市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和46年多賀城市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第35条」の次に「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項」を加える。

第2条中「規定する職員」の次に「並びに教育委員会の教育長」を加える。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和56年多賀城市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育委員会	委員長	月額 50,800円	副市長
	委員	月額 41,000円	副市長

を

」

「

教育委員会の委員	月額 41,000円	副市長
----------	------------	-----

に改める。

」

(多賀城市職員定数条例の一部改正)

第4条 多賀城市職員定数条例(昭和35年多賀城市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長を除く。」を削る。

(暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正)

第5条 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例(平成21年多賀城市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正に

伴う経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第1条及び第2条第2項の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)第1条及び第2条第2項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第1条中「教育公務員特例法」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第9条の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の教育公務員特例法」とする。

(多賀城市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の多賀城市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第1条及び第2条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の多賀城市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第1条及び第2条の規定は、なおその効力を有する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改

正後の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例別表（同条の規定による改正に係る部分に限る。）の規定は適用せず、同条の規定による改正前の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例別表（同条の規定による改正に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（多賀城市職員定数条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の多賀城市職員定数条例第1条の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の多賀城市職員定数条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

（暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 改正法附則第2条第1項の場合においては、第5条の規定による改正後の暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第4条第1項の規定は適用せず、第5条の規定による改正前の暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第4条第1項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とする。

議案第 号関係資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
 条例の整備に関する条例新旧対照表

第1条の規定による改正（教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条</u>の規定に基づき、多賀城市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の<u>給与に</u>関し<u>必要な事項を定めるとともに、教育長の勤務時間</u>その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の給料の支給方法は、市の<u>一般</u>職の職員（以下「職員」という。）の例による。</p> <p>以下 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項</u>の規定に基づき、多賀城市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の<u>給与、勤務時間</u>その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の給料の支給方法は、市の<u>他の</u>一般職の職員（以下「職員」という。）の例による。</p> <p>以下 略</p>

第2条の規定による改正（多賀城市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正）

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条及び<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項</u>の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。</p> <p>（職務に専念する義務の免除）</p> <p>第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員並びに<u>教育委員会の教育長</u>にあつては、教育委員会）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>附則 略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。</p> <p>（職務に専念する義務の免除）</p> <p>第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員_____にあつては、教育委員会）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>附則 略</p>

第3条の規定による改正（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新	旧																					
<p>本則 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表（第2条、第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 35%;">報酬の額</th> <th style="width: 35%;">旅費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td>月額 41,000円</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	旅費	教育委員会の委員	月額 41,000円	副市長	~~~~~			<p>本則 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表（第2条、第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 35%;">報酬の額</th> <th style="width: 35%;">旅費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員長 月額 50,800円</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>委員 月額 41,000円</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	旅費	教育委員会	委員長 月額 50,800円	副市長		委員 月額 41,000円	副市長	~~~~~		
区分	報酬の額	旅費																				
教育委員会の委員	月額 41,000円	副市長																				
~~~~~																						
区分	報酬の額	旅費																				
教育委員会	委員長 月額 50,800円	副市長																				
	委員 月額 41,000円	副市長																				
~~~~~																						

第4条の規定による改正（多賀城市職員定数条例の一部改正）

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市の機関に勤務する一般職の職員（_____以下「職員」という。）の定数に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市の機関に勤務する一般職の職員（<u>教育長を除く。</u>以下「職員」という。）の定数に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>以下 略</p>

第5条の規定による改正（暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正）

新	旧
<p>第1条～第3条 略</p> <p>（意見の聴取等）</p> <p>第4条 市長（使用等の許可の申請があった公の施設が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく市長の委任を受けて教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき教育委員会規則で定めるところにより権限を委任された教育長を含む。以下この条において同じ。）が管理するものである場合にあつては、教育委員会。以下この条において同じ。）及び教育委員会は、公の施設の使用等の許可の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請に係る公の施設の使用等が暴力団の利益となるかどうかについて、宮城県警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>（意見の聴取等）</p> <p>第4条 市長（使用等の許可の申請があった公の施設が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく市長の委任を受けて教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第26条第1項</u>の規定に基づき教育委員会規則で定めるところにより権限を委任された教育長を含む。以下この条において同じ。）が管理するものである場合にあつては、教育委員会。以下この条において同じ。）及び教育委員会は、公の施設の使用等の許可の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請に係る公の施設の使用等が暴力団の利益となるかどうかについて、宮城県警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>以下 略</p>

議案第 3 号

平成 26 年度多賀城市一般会計補正予算（第 7 号）に対する意見
について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、異議ない旨意見を申し出る。

平成 27 年 1 月 26 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第 号

平成26年度多賀城市一般会計補正予算（第7号）

平成26年度多賀城市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,185,630千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,133,238千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成27年2月 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市税	6,765,589	56,588	6,822,177
	1 市民税	3,220,466	56,588	3,277,054
8	国有提供施設等所在市町村助成交付金	20,000	1,234	21,234
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	20,000	1,234	21,234
10	地方交付税	7,040,584	△837,762	6,202,822
	1 地方交付税	7,040,584	△837,762	6,202,822
12	分担金及び負担金	258,938	△31,463	227,475
	1 負担金	258,938	△31,463	227,475
14	国庫支出金	9,618,621	△111,321	9,507,300
	1 国庫負担金	2,302,063	△73,399	2,228,664
	2 国庫補助金	7,304,569	△37,922	7,266,647
15	県支出金	1,787,896	△29,293	1,758,603
	1 県負担金	725,483	△14,316	711,167
	2 県補助金	918,055	△14,692	903,363
	3 県委託金	144,358	△285	144,073
16	財産収入	62,897	39,659	102,556
	1 財産運用収入	47,745	△8,454	39,291
	2 財産売払収入	15,152	48,113	63,265
17	寄附金	18,133	5,107	23,240
	1 寄附金	18,133	5,107	23,240
18	繰入金	9,222,018	△1,232,815	7,989,203
	1 基金繰入金	9,196,646	△1,232,815	7,963,831
20	諸収入	702,511	△43,664	658,847
	1 延滞金、加算金及び過料	2,001	4,187	6,188
	3 貸付金元利収入	265,000	7,692	272,692

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 受託事業収入	57,628	△40,393	17,235
	5 雑入	377,419	△15,150	362,269
21	市債	2,568,800	3,100	2,571,900
	1 市債	2,568,800	3,100	2,571,900
歳 入 合 計		39,318,868	△2,180,630	37,138,238

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	215,305	854	216,159
	1 議会費	215,305	854	216,159
2	総務費	13,464,552	△874,728	12,589,824
	1 総務管理費	12,940,114	△874,728	12,065,386
3	民生費	8,966,998	△23,511	8,943,487
	1 社会福祉費	2,997,076	14,859	3,011,935
	2 児童福祉費	3,382,679	△29,292	3,353,387
	3 生活保護費	1,244,356	△9,078	1,235,278
4	衛生費	1,279,586	20,494	1,300,080
	1 保健衛生費	670,548	23,325	693,873
	2 清掃費	565,656	△2,831	562,825
5	労働費	91,996	19,664	111,660
	1 労働諸費	91,996	19,664	111,660
6	農林水産業費	143,854	△4,870	138,984
	1 農業費	143,538	△4,870	138,668
7	商工費	333,878	△1,481	332,397
	1 商工費	333,878	△1,481	332,397
8	土木費	8,331,876	△1,236,915	7,094,961
	1 土木管理費	142,524	△441	142,083
	2 道路橋りょう費	904,884	△89,890	814,994
	4 都市計画費	7,140,891	△1,132,880	6,008,011
	5 住宅費	139,194	△13,704	125,490
9	消防費	735,175	△9,480	725,695
	1 消防費	735,175	△9,480	725,695
10	教育費	3,352,533	△35,157	3,317,376

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	305,559	△2,266	303,293
	2 小学校費	449,975	△6,068	443,907
	3 中学校費	188,507	△4,710	183,797
	4 社会教育費	1,789,602	△8,044	1,781,558
	5 保健体育費	618,890	△14,069	604,821
12	公債費	2,321,046	△35,500	2,285,546
	1 公債費	2,321,046	△35,500	2,285,546
歳 出 合 計		39,318,868	△2,180,630	37,138,238

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	総合行政情報システム管理運用事業	千円 24,905
		多賀城市津波復興拠点整備事業	579,285
		津波復興拠点効果促進事業（上水道・下水道整備）	919,159
8 土木費	2 道路橋りょう費	緊急避難路・物流路（笠神八幡線）整備事業	344,200
		緊急避難路整備事業（橋梁耐震化）	80,100
	4 都市計画費	歴史的風致維持向上計画推進事業	8,608
		地方都市リノベーション事業（再開発関連）	702,200
		緊急避難路・物流路（清水沢多賀城線）整備事業	238,700
		宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業	233,268
		宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業（単独）	161,000
		宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業（効果促進）	130,788
		多賀城駅周辺土地区画整理事業（単独）	106,577
		多賀城駅周辺土地区画整理事業（旧通常）	108,188
		多賀城駅周辺土地区画整理事業（旧交付金）	144,949
		多賀城駅周辺土地区画整理事業（都再区画）	42,512
		多賀城駅周辺土地区画整理関連事業（効果促進事業）	30,770
		多賀城駅周辺土地区画整理関連事業（単独事業）	30,200

款	項	事業名	金額
10 教育費	4 社会教育費	図書館移転事業	千円 723,603
		文化センター改修事業	46,440
		埋蔵文化財調査受託事業	9,230
		埋蔵文化財保存活用整備事業	7,560

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
中央公園仮設トイレ借上料	平成27年度から 平成29年度まで	702 千円
庚田一号線道路用地借上料	平成27年度から 平成29年度まで	417 千円
施設備品借上料	平成27年度から 平成33年度まで	10,116 千円
文化センター指定管理委託料	平成27年度	4,530 千円
単年度契約事務に係る各種業務委託等	平成27年度	882,532 千円
単価契約に係る各種業務委託等	平成27年度	平成27年度予算の範囲内

(変更)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
市立図書館建設負担金	平成26年度から 平成27年度まで	912,370 千円	平成26年度から 平成27年度まで	1,828,637 千円
建物等機械警備業務委託	平成27年度から 平成31年度まで	1,392 千円	平成27年度から 平成31年度まで	2,551 千円
自動車借上料	平成27年度から 平成29年度まで	26,073 千円	平成27年度から 平成29年度まで	27,398 千円
パソコン借上料	平成27年度から 平成29年度まで	43,534 千円	平成27年度から 平成32年度まで	54,025 千円
業務支援システム借上料	平成27年度から 平成29年度まで	369 千円	平成27年度から 平成33年度まで	15,610 千円
各種管理業務委託	平成27年度から 平成29年度まで	31,674 千円	平成27年度から 平成31年度まで	118,674 千円
各種清掃業務委託	平成27年度から 平成29年度まで	4,730 千円	平成27年度から 平成29年度まで	6,689 千円
各種保守点検業務委託	平成27年度から 平成29年度まで	6,093 千円	平成27年度から 平成31年度まで	84,316 千円

第4表 地方債補正

(変更)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路整備事業	千円 62,800	証書借入れ又は証券発行 年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)		借入期日の翌日から30年以内に半年賦元利均等償還し、又は元金均等償還する。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 23,100	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
地方都市リノベーション事業	422,000				383,200			
道路橋りょう事業	105,100				64,400			
社会教育施設整備事業	210,900				333,200			
計	2,568,800				2,571,900			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	6,765,589	56,588	6,822,177
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金	20,000	1,234	21,234
10 地方交付税	7,040,584	△837,762	6,202,822
12 分担金及び負担金	258,938	△31,463	227,475
14 国庫支出金	9,618,621	△111,321	9,507,300
15 県支出金	1,787,896	△29,293	1,758,603
16 財産収入	62,897	39,659	102,556
17 寄附金	18,133	5,107	23,240
18 繰入金	9,222,018	△1,232,815	7,989,203
20 諸収入	702,511	△43,664	658,847
21 市債	2,568,800	3,100	2,571,900
歳入合計	39,318,868	△2,180,630	37,138,238

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	215,305	854	216,159
2 総務費	13,464,552	△874,728	12,589,824
3 民生費	8,966,998	△23,511	8,943,487
4 衛生費	1,279,586	20,494	1,300,080
5 労働費	91,996	19,664	111,660
6 農林水産業費	143,854	△4,870	138,984
7 商工費	333,878	△1,481	332,397
8 土木費	8,331,876	△1,236,915	7,094,961
9 消防費	735,175	△9,480	725,695
10 教育費	3,352,533	△35,157	3,317,376
12 公債費	2,321,046	△35,500	2,285,546
歳 出 合 計	39,318,868	△2,180,630	37,138,238

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
				854
	△33,163		△448,779	△392,786
△70,023	△8,618		△31,271	86,401
1,242	413		1,668	17,171
	19,664			
	△1,152			△3,718
			5	△1,486
△101,892	△4,361	△119,200	△506,996	△504,466
	△1,609			△7,871
59,352	△467	122,300	△185,359	△30,983
			7,692	△43,192
△111,321	△29,293	3,100	△1,163,040	△880,076

2 歳 入

1 款 市税 56,588千円
 1 項 市民税 56,588千円

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	市税	千円 6,765,589	千円 56,588	千円 6,822,177
	1 市民税	3,220,466	56,588	3,277,054
	2 法人	386,207	56,588	442,795
計		3,220,466	56,588	3,277,054

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円	千円	
1 現年課税分	56,588	○税務課 1 現年課税分 収入見込額 441,817 ・法人税割額 [補正前 223,530,000円×99%≒221,295,000円] [補正後 280,690,500円×99%≒277,883,000円] 補正額 277,883,000円-221,295,000円=56,588,000円 計上済額 385,229 差引額 56,588	56,588

8 款 国有提供施設等所在市町村助成交付金 1,234千円
 1 項 国有提供施設等所在市町村助成交付金 1,234千円

8	国有提供施設等所在市町村助成交付金	20,000	1,234	21,234
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	20,000	1,234	21,234
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	20,000	1,234	21,234
計		20,000	1,234	21,234

1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,234	○市長公室 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金 収入見込額 21,234 計上済額 20,000 差引額 1,234	1,234
---------------------	-------	--	-------

10 款 地方交付税 △837,762千円
 1 項 地方交付税 △837,762千円

10	地方交付税	7,040,584	△837,762	6,202,822
	1 地方交付税	7,040,584	△837,762	6,202,822
	1 地方交付税	7,040,584	△837,762	6,202,822
計		7,040,584	△837,762	6,202,822

1 地方交付税	△837,762	○市長公室 1 地方交付税 1 震災復興特別交付税 収入見込額 2,934,416 計上済額 3,772,178 差引額 △837,762	△837,762 △837,762
---------	----------	--	----------------------

1 2 款 分担金及び負担金
1 項 負担金

△31,463千円
△31,463千円

款	項	目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
12		分担金及び負担金	258,938	△31,463	227,475
	1	負担金	258,938	△31,463	227,475
		1 民生費負担金	255,341	△31,463	223,878
		計	258,938	△31,463	227,475

節		説明	
区分	金額		千円
	千円		千円
2	児童福祉費負担金	△31,463	
		○こども福祉課	
		1 保育所入所児童保護者負担金	△29,312
		1 公立分 4 保育所	△11,026
		収入見込額	62,955
		[補正前 73,981,000円]	
		[補正後 62,955,000円]	
		補正額 62,955,000円-73,981,000円=-11,026,000円	
		計上済額	73,981
		差引額	△11,026
		2 私立分 8 保育所	△18,286
		収入見込額	145,435
		[補正前 163,721,000円]	
		[補正後 145,435,000円]	
		補正額 145,435,000円-163,721,000円=-18,286,000円	
		計上済額	163,721
		差引額	△18,286
		2 留守家庭児童学級入級児童保護者負担金	△2,151
		1 保護者負担分	△2,151
		収入見込額	11,349
		[補正前 13,500,000円]	
		[補正後 11,349,000円]	
		補正額 11,349,000円-13,500,000円=-2,151,000円	
		計上済額	13,500
		差引額	△2,151

1 4 款 国庫支出金
1 項 国庫負担金

△111,321千円
△73,399千円

14		国庫支出金	9,618,621	△111,321	9,507,300
	1	国庫負担金	2,302,063	△73,399	2,228,664
		1 民生費国庫負担金	2,259,186	△73,399	2,185,787

1	児童福祉費負担金	18,450	
		○社会福祉課	
		1 障害児施設措置費（給付費等）負担金	6,889
		収入見込額	25,511
		[補正前 37,245,000円×1/2≒18,622,000円]	
		[補正後 51,022,000円×1/2=25,511,000円]	
		補正額 25,511,000円-18,622,000円=6,889,000円	
		計上済額	18,622
		差引額	6,889
		○こども福祉課	
		1 保育所運営費負担金	19,919
		収入見込額	208,912
		[補正前（支弁総額614,582,120円-徴収額236,594,936円）×1/2 ≒188,993,000円]	
		[補正後（支弁総額637,072,100円-徴収額219,246,740円）×1/2 ≒208,912,000円]	

1 4 款 国庫支出金
1 項 国庫負担金

△111,321千円
△73,399千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		補正額 208,912,000円-188,993,000円=19,919,000円	
		計上済額 188,993	
		差引額 19,919	
		2 児童手当負担金	△3,693
		収入見込額 724,679	
		[補正前 728,372,000円]	
		[補正後 724,679,000円]	
		補正額 724,679,000円-728,372,000円=-3,693,000円	
		計上済額 728,372	
		差引額 △3,693	
		3 児童扶養手当負担金	△2,863
		収入見込額 102,311	
		[補正前 315,524,140円×1/3≒105,174,000円]	
		[補正後 306,935,260円×1/3≒102,311,000円]	
		補正額 102,311,000円-105,174,000円=-2,863,000円	
		計上済額 105,174	
		差引額 △2,863	
		4 児童入所施設措置費等国庫負担金	△1,802
		1 助産・母子生活支援施設入所負担金	△1,802
		収入見込額 1,451	
		[補正前 母子生活支援施設5,289,410円×1/2≒2,644,000円]	
		[補正後 母子生活支援施設1,684,000円×1/2=842,000円]	
		補正額 842,000円-2,644,000円=-1,802,000円	
		計上済額 3,253	
		差引額 △1,802	
2 生活保護費負担金	△99,750	○社会福祉課	
		1 生活保護費負担金	△99,750
		収入見込額 780,359	
		[補正前]	
		・生活保護費	
		((1,173,035,000円-法第63条・78条返還金2,000,000円)×3/4)	
		=878,276,250円	
		・特定中国残留邦人等生活支援給付費	
		2,444,000円×3/4=1,833,000円	
		補正前計 878,276,250円+1,833,000円≒880,109,000円	
		[補正後]	
		・生活保護費	
		((1,173,035,000円-補正減額105,000,000円)-法第63条・78条返還金	
		30,000,000円)×3/4=778,526,250円	
		・特定中国残留邦人等生活支援給付費	
		2,444,000円×3/4=1,833,000円	
		補正後計 778,526,250円+1,833,000円≒780,359,000円	
		補正額 780,359,000円-880,109,000円=-99,750,000円	
		計上済額 880,109	
		差引額 △99,750	
4 保険基盤安定負担金	1,298	○国保年金課	
		1 保険基盤安定負担金	1,298
		収入見込額 24,344	
		・保険者支援分	
		[補正前 46,092,000円×1/2=23,046,000円]	
		[補正後 48,689,000円×1/2=24,344,000円]	
		補正額 24,344,000円-23,046,000円=1,298,000円	
		計上済額 23,046	
		差引額 1,298	

1 4 款 国庫支出金
1 項 国庫負担金

△111,321千円
△73,399千円

款	項	目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
		計	2,302,063	△73,399	2,228,664

節		説	明
区	分	金	額
		千円	千円
5	障害者福祉費負担金	6,603	○社会福祉課 1 障害者自立支援給付費負担金 6,603 収入見込額 253,164 ・障害福祉サービス費 [補正前 482,237,000円×1/2≒241,118,000円] [補正後 493,301,000円×1/2≒246,650,000円] 補正額 246,650,000円-241,118,000円=5,532,000円 ・補装具費 [補正前 10,886,000円×1/2=5,443,000円] [補正後 13,028,000円×1/2=6,514,000円] 補正額 6,514,000円-5,443,000円=1,071,000円 計上済額 246,561 差引額 6,603

1 4 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

△111,321千円
△37,922千円

2	国庫補助金	7,304,569	△37,922	7,266,647
	1 民生費国庫補助金	335,941	4,618	340,559

1	生活保護費補助金	△3,928	○社会福祉課 1 セーフティネット支援対策等事業費補助金 △3,928 収入見込額 685 ・関係職員等研修・啓発事業 [補正前 136,000円] [補正後 57,000円] 補正額 57,000円-136,000円=-79,000円 ・業務効率化事業 [補正前 1,620,000円] [補正後 0円] 補正額 0円-1,620,000円=-1,620,000円 ・体制整備充実事業 [補正前 2,229,000円] [補正後 0円] 補正額 0円-2,229,000円=-2,229,000円 補正額計 57,000円-3,985,000円=-3,928,000円 計上済額 4,613 差引額 △3,928
2	障害者福祉費補助金	151	○社会福祉課 1 障害者総合支援法改正対応補助金 151 収入見込額 151 [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第95条第2項] [補正前 0円] [補正後 302,400円×1/2≒151,000円] 補正額 151,000円-0円=151,000円 計上済額 0 差引額 151
5	児童福祉費補助金	8,395	○こども福祉課 1 保育緊急確保事業費補助金 8,395 1 小規模保育運営支援事業費補助金 1,987

1 4 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

△111,321千円
△37,922千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 土木費国庫補助金	1,451,629	△42,298	1,409,331

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		収入見込額 8,183 [補正前 補助基準額12,392,800円×1/2≒6,196,000円] [補正後 補助基準額16,367,000円×1/2≒8,183,000円] 補正後 8,183,000円-補正前 6,196,000円=1,987,000円 計上済額 6,196 差引額 1,987
		2 地域子育て支援拠点事業費補助金 4,233 収入見込額 4,233 [平成26年度保育緊急確保事業費補助金交付要綱] [補正前 0円] [補正後 (7,420,000円×1/3)+(2,640,000円×2/3)≒4,233,000円] 補正額 4,233,000円-0円=4,233,000円 計上済額 0 差引額 4,233
		3 子育て援助活動支援事業費補助金 933 収入見込額 933 [平成26年度保育緊急確保事業費補助金交付要綱] [補正前 0円] [補正後 2,800,000円×1/3≒933,000円] 補正額 933,000円-0円=933,000円 計上済額 0 差引額 933
		4 乳児家庭全戸訪問事業費補助金 1,056 収入見込額 1,056 [平成26年度保育緊急確保事業費補助金交付要綱] [補正前 0円] [補正後 3,168,000円×1/3=1,056,000円] 補正額 1,056,000円-0円=1,056,000円 計上済額 0 差引額 1,056
		5 養育支援訪問事業費補助金 186 収入見込額 186 [平成26年度保育緊急確保事業費補助金交付要綱] [補正前 0円] [補正後 560,000円×1/3≒186,000円] 補正額 186,000円-0円=186,000円 計上済額 0 差引額 186
2 社会資本整備 総合交付金	△42,298	○都市計画課 1 社会資本整備総合交付金(地域住宅支援) △4,190 1 住宅・建築物安全ストック形成事業(木造住宅耐震診断等支援事業) △2,090 収入見込額 630 [補正前 136,000円×40件×1/2=2,720,000円] [補正後 140,000円×9件×1/2=630,000円] 補正額 630,000円-2,720,000円=-2,090,000円 計上済額 2,720 差引額 △2,090 2 効果促進事業(民間木造住宅耐震改修助成事業) △2,100 収入見込額 900 [補正前 300,000円×20件×1/2=3,000,000円] [補正後 300,000円×6件×1/2=900,000円] 補正額 900,000円-3,000,000円=-2,100,000円 計上済額 3,000 差引額 △2,100 ○市街地整備課

1 5 款 県支出金
2 項 県補助金

△29,293千円
△14,692千円

款	項	目	補正前の額	補正額	計
	2	県補助金	千円 918,055	千円 △14,692	千円 903,363
	1	総務費県補助金	26,445	△3,149	23,296
	2	民生費県補助金	330,774	2,177	332,951

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1	石油貯蔵施設立地対策費補助金	△1,609	○交通防災課 1 石油貯蔵施設立地対策等交付金 収入見込額 15,894 [補正前 17,503,000円] [補正後 15,894,000円] 補正額 15,894,000円-17,503,000円=-1,609,000円 計上済額 17,503 差引額 △1,609 △1,609
3	市町村振興総合補助金	△1,540	○市長公室 1 市町村振興総合補助金 収入見込額 7,352 [補正前 8,892,000円×1式=8,892,000円] [補正後 7,352,000円×1式=7,352,000円] 補正額 7,352,000円-8,892,000円=-1,540,000円 計上済額 8,892 差引額 △1,540 △1,540
4	生活保護費補助金	1,036	○社会福祉課 1 宮城県住まい対策拡充等支援基金事業補助金 収入見込額 5,463 ・住宅支援給付費 [補正前 20世帯×3月×35,000円=2,100,000円] [補正後 10世帯×3月×35,000円=1,050,000円] 補正額 1,050,000円-2,100,000円=-1,050,000円 ・非常勤職員人件費、共済費 [補正前 0円] [補正後 報酬1,797,600円+共済費288,486円=2,086,000円] 補正額 2,086,000円-0円=2,086,000円 補正額計 -1,050,000円+2,086,000円=1,036,000円 計上済額 4,427 差引額 1,036 1,036
5	児童福祉費補助金	1,141	○こども福祉課 1 宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金 収入見込額 26,441 [補正前 57,612,000円] [補正後 26,441,000円] 補正額 26,441,000円-57,612,000円=-31,171,000円 計上済額 57,612 差引額 △31,171 △31,171 2 保育緊急確保事業費補助金 7,400 1 小規模保育運営支援事業費補助金 992 収入見込額 4,090 [補正前 補助基準額12,392,800円×1/4=3,098,000円] [補正後 補助基準額16,367,000円×1/4=4,090,000円] 補正額 4,090,000円-3,098,000円=992,000円 計上済額 3,098 差引額 992 2 地域子育て支援拠点事業費補助金 4,233 収入見込額 4,233 [宮城県保育緊急確保事業費補助金交付要綱] [補正前 0円] [補正後 (7,420,000円×1/3)+(2,640,000円×2/3)=4,233,000円] 補正額 4,233,000円-0円=4,233,000円 4,233

15 款 県支出金
2 項 県補助金

△29,293千円
△14,692千円

款	項	目	補正前の額	補正額	計
	5	土木費県補助金	千円 36,160	千円 △4,361	千円 31,799
	5	教育費県補助金	54,880	△2,830	52,050
	7	労働費県補助金	234,053	17,713	251,766

節		説明	
区分	金額		
1	都市計画費補助金	184	千円
		○市街地整備課	
		1 市街地再開発事業費等補助金	184
		収入見込額	29,984
		[補正前 29,800,000円]	
		[補正後 29,984,000円]	
		補正額 29,984,000円-29,800,000円=184,000円	
		計上済額	29,800
		差引額	184
2	住宅費補助金	△4,545	
		○都市計画課	
		1 みやぎ木造住宅耐震診断助成事業費補助金	△1,045
		収入見込額	315
		[補正前 136,000円×1/4×40件=1,360,000円]	
		[補正後 140,000円×1/4×9件=315,000円]	
		補正額 315,000円-1,360,000円=-1,045,000円	
		計上済額	1,360
		差引額	△1,045
		2 みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業補助金	△3,500
		収入見込額	1,500
		[補正前 900,000円×5/18×20件=5,000,000円]	
		[補正後 900,000円×5/18×6件=1,500,000円]	
		補正額 1,500,000円-5,000,000円=-3,500,000円	
		計上済額	5,000
		差引額	△3,500
1	社会教育費補助金	△2,160	
		○文化財課	
		1 被災博物館等再興事業費補助金	△2,160
		収入見込額	16,998
		[補正前 19,158,000円×1式=19,158,000円]	
		[補正後 16,998,000円×1式=16,998,000円]	
		補正額 16,998,000円-19,158,000円=-2,160,000円	
		計上済額	19,158
		差引額	△2,160
3	小学校費補助金	△109	
		○学校教育課	
		1 宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金	△109
		1 宮城県被災児童就学支援事業費補助金	△109
		収入見込額	8,454
		[補正前 8,563,000円×10/10=8,563,000円]	
		[補正後 8,454,250円×10/10=8,454,250円]	
		補正額 8,454,250円-8,563,000円=-108,750円	
		計上済額	8,563
		差引額	△109
4	中学校費補助金	△561	
		○学校教育課	
		1 宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金	△561
		1 宮城県被災生徒就学支援事業費補助金	△561
		収入見込額	6,330
		[補正前 6,891,000円×10/10=6,891,000円]	
		[補正後 6,330,348円×10/10=6,330,348円]	
		補正額 6,330,348円-6,891,000円=-560,652円	
		計上済額	6,891
		差引額	△561
1	緊急雇用創出事業補助金	△1,951	
		○商工観光課	
		1 緊急雇用創出事業補助金	△1,951
		収入見込額	200,451
		[補正前 202,402,000円]	

15款 県支出金
2項 県補助金

△29,293千円
△14,692千円

款	項	目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
		8 商工費補助金	2,766	10,088	12,854
		計	918,055	△14,692	903,363

節		説明	
区分	金額		
	千円	千円	
		[補正後 200,451,000円] 補正額 200,451,000円-202,402,000円=-1,951,000円 計上済額 202,402 差引額 △1,951	
2	雇用復興推進事業補助金	19,664	○商工観光課 1 雇用復興推進事業補助金 19,664 収入見込額 51,315 [補正前 31,651,000円] [補正後 51,315,000円] 補正額 51,315,000円-31,651,000円=19,664,000円 計上済額 31,651 差引額 19,664
1	市町村消費者行政活性化事業補助金	10,088	○生活環境課 1 市町村消費者行政活性化事業補助金 10,088 収入見込額 12,854 [補正前 2,766,000円] [補正後 12,854,000円] 補正額 12,854,000円-2,766,000円=10,088,000円 計上済額 2,766 差引額 10,088

15款 県支出金
3項 県委託金

△29,293千円
△285千円

3	県委託金	144,358	△285	144,073
	1 総務費委託金	128,803	15	128,818
	2 教育費委託金	15,555	△300	15,255
	計	144,358	△285	144,073

1	総務管理費委託金	15	○地域コミュニティ課 1 県政だより配布委託金 15 収入見込額 1,291 計上済額 1,276 差引額 15
3	教育総務費委託金	△300	○学校教育課 1 食育推進事業委託金 △300 収入見込額 0 計上済額 300 差引額 △300

16款 財産収入
1項 財産運用収入

39,659千円
△8,454千円

16	財産収入	62,897	39,659	102,556
	1 財産運用収入	47,745	△8,454	39,291

--	--	--	--	--

16款 財産収入

39,659千円

1項 財産運用収入

△8,454千円

款	項	目	補正前の額	補正額	計
	2	利子及び配当金	千円 25,838	千円 △8,454	千円 17,384
		計	47,745	△8,454	39,291

節		説明	
区分	金額		
1	利子及び配当金	千円 △8,454	千円
		○市長公室	
		1 財政調整基金利子	1,452
		収入見込額	
		計上済額	3,936
		差引額	2,484
		2 市債等管理基金利子	25
		収入見込額	
		計上済額	1,535
		差引額	1,510
		3 史跡のまち基金利子	7
		収入見込額	
		計上済額	992
		差引額	985
		4 教育施設及び文化施設管理基金利子	△302
		収入見込額	
		計上済額	646
		差引額	948
		5 生涯学習推進基金利子	△75
		収入見込額	
		計上済額	130
		差引額	205
		6 庁舎耐震対策等事業基金利子	△120
		収入見込額	
		計上済額	481
		差引額	601
		7 土地開発基金利子	△441
		収入見込額	
		計上済額	604
		差引額	1,045
		8 東日本大震災復興基金利子	△1,000
		収入見込額	
		計上済額	1,691
		差引額	2,691
		9 東日本大震災復興交付金事業基金利子	△8,000
		収入見込額	
		計上済額	7,368
		差引額	15,368
			△8,000

16款 財産収入

39,659千円

2項 財産売払収入

48,113千円

2	財産売払収入	15,152	48,113	63,265
	1 不動産売払収入	15,001	48,113	63,114
	計	15,152	48,113	63,265

1	土地売払収入	48,113		
			○管財課	
			1 土地売払収入	48,113
			収入見込額	
			計上済額	48,114
			差引額	1
				48,113

17款 寄附金
1項 寄附金

5,107千円
5,107千円

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
17	寄附金	千円 18,133	千円 5,107	千円 23,240
1	寄附金	18,133	5,107	23,240
	1 一般寄附金	1	801	802
	2 震災復興寄附金	8,132	176	8,308
	3 総務費寄附金	0	220	220
	4 社会福祉事業費寄附金	10,000	192	10,192
	5 教育費寄附金	0	2,790	2,790
	6 産業経済寄附金	0	5	5
	7 環境保全・都市緑化費寄附金	0	923	923
	計	18,133	5,107	23,240

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1	一般寄附金	801	○管財課 1 一般寄附金 収入見込額 802 計上済額 1 差引額 801 801
1	震災復興寄附金	176	○管財課 1 震災復興寄附金 収入見込額 8,308 計上済額 8,132 差引額 176 176
1	交通安全・防災対策費寄附金	215	○管財課 1 交通安全・防災対策費寄附金 収入見込額 215 計上済額 0 差引額 215 215
2	市民協働推進費寄附金	5	○管財課 1 市民協働推進費寄附金 収入見込額 5 計上済額 0 差引額 5 5
1	社会福祉事業費寄附金	192	○管財課 1 社会福祉事業費寄附金 収入見込額 10,192 計上済額 10,000 差引額 192 192
1	教育費寄附金	2,790	○管財課 1 教育費寄附金 収入見込額 2,790 計上済額 0 差引額 2,790 2,790
1	産業経済寄附金	5	○管財課 1 産業経済寄附金 収入見込額 5 計上済額 0 差引額 5 5
1	環境保全・都市緑化費寄附金	923	○管財課 1 環境保全・都市緑化費寄附金 収入見込額 923 計上済額 0 差引額 923 923

18款 繰入金

△1,232,815千円

1項 基金繰入金

△1,232,815千円

款	項	目	補正前の額	補正額	計
		繰入金	千円 9,222,018	千円 △1,232,815	千円 7,989,203
18	1	基金繰入金	9,196,646	△1,232,815	7,963,831
	1	財政調整基金繰入金	1,577,240	△153,544	1,423,696
	4	教育施設及び文化施設管理基金繰入金	241,797	△72,581	169,216
	9	東日本大震災復興交付金事業基金繰入金	6,009,484	△1,006,690	5,002,794
		計	9,196,646	△1,232,815	7,963,831

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1	△153,544	○市長公室 1 財政調整基金繰入金 収入見込額 1,423,696 計上済額 1,577,240 差引額 △153,544
1	△72,581	○市長公室 1 教育施設及び文化施設管理基金繰入金 収入見込額 169,216 [対象事業] ・城南小学校校舎大規模改造事業 -4,804千円 ・多賀城東小学校エレベータ改修事業 -1,220千円 ・多賀城中学校プール改修事業 -4,264千円 ・多賀城中学校エレベータ改修事業 -1,220千円 ・図書館移転事業 -49,713千円 ・文化センター改修事業 -11,360千円 計上済額 241,797 差引額 △72,581
1	△1,006,690	○市長公室 1 東日本大震災復興交付金事業基金繰入金 収入見込額 5,002,794 [対象事業] ・多賀城市津波復興拠点整備事業 -441,844千円 ・緊急避難路・物流路(清水沢多賀城線)整備事業 -501,153千円 ・宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業 -11,219千円 ・市営住宅管理運営事業 5,294千円 ・埋蔵文化財緊急調査事業[復興交付金] -57,768千円 計上済額 6,009,484 差引額 △1,006,690

20款 諸収入

△43,664千円

1項 延滞金、加算金及び過料

4,187千円

20		諸収入	702,511	△43,664	658,847
	1	延滞金、加算金及び過料	2,001	4,187	6,188
	1	延滞金	2,000	4,187	6,187
		計	2,001	4,187	6,188

1	4,187	○収納課 1 延滞金 収入見込額 6,187 計上済額 2,000 差引額 4,187	4,187
---	-------	---	-------

20款 諸収入
5項 雑入

△43,664千円
△15,150千円

款	項	目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
		4 過年度収入	79	307	386
		計	377,419	△15,150	362,269

21款 市債
1項 市債

3,100千円
3,100千円

21		市債	2,568,800	3,100	2,571,900
	1	市債	2,568,800	3,100	2,571,900
		3 土木債	1,040,700	△119,200	921,500

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		○都市計画課	
		1 仙塩広域都市計画東部地域交通量調査業務負担金	△400
		収入見込額	3,174
		計上済額	3,574
		差引額	△400
		○教育総務課	
		1 太陽光発電売電料	79
		1 小中学校太陽光発電売電料	72
		収入見込額	693
		計上済額	621
		差引額	72
		2 小中学校太陽光発電売電料（グリーンニューディール分）	7
		収入見込額	7
		計上済額	0
		差引額	7
		○埋蔵文化財調査センター	
		1 太陽光発電売電料	51
		1 埋蔵文化財調査センター体験館太陽光売電料	51
		収入見込額	51
		計上済額	0
		差引額	51
1	102	○社会福祉課	
		1 県費過年度収入	102
		1 平成25年度障害児施設措置費（給付費等）負担金	102
		収入見込額	102
		計上済額	0
		差引額	102
3	205	○社会福祉課	
		1 国費過年度収入	205
		1 平成25年度障害児施設措置費（給付費等）負担金	205
		収入見込額	205
		計上済額	0
		差引額	205

1	△78,500	○市街地整備課	
		1 街路事業債	△39,700
		1 県事業（鉄道高架）負担金	△39,700
		収入見込額	100
		計上済額	39,800
		差引額	△39,700

21款 市債
1項 市債

3,100千円
3,100千円

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 教育債	303,500	122,300	425,800
計		2,568,800	3,100	2,571,900

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円	千円	
		2 地方都市リノベーション事業債	△38,800
		1 地方都市リノベーション事業	△38,800
		収入見込額	383,200
		計上済額	422,000
		差引額	△38,800
2 道路橋りょう債	△40,700	○道路公園課	
		1 道路橋りょう事業債	△24,600
		1 道路舗装補修事業	△23,400
		収入見込額	6,200
		計上済額	29,600
		差引額	△23,400
		2 橋梁維持補修事業	△1,200
		収入見込額	4,400
		計上済額	5,600
		差引額	△1,200
		○復興建設課	
		1 道路橋りょう事業債	△16,100
		1 第一下馬踏切線拡幅事業	△16,100
		収入見込額	21,700
		計上済額	37,800
		差引額	△16,100
3 社会教育施設整備事業債	122,300	○生涯学習課	
		1 社会教育施設整備事業債	122,300
		1 市立図書館整備事業債	122,300
		収入見込額	333,200
		計上済額	210,900
		差引額	122,300

8 款 土木費
5 項 住宅費

△1,236,915千円
△13,704千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 災害公営住宅整備事業特別会計繰出金	31,796	△1,824	29,972				△1,824
計	139,194	△13,704	125,490	△8,735		5,294	△10,263

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円	千円	千円
		多賀城市木造住宅耐震改修工事促進助成補助金 △7,700	
28 繰出金	△1,824	○都市計画課 1 災害公営住宅整備事業特別会計繰出金 28 繰出金 災害公営住宅整備事業特別会計繰出金 △1,824 △1,824 △1,824	31,796

9 款 消防費
1 項 消防費

△9,480千円
△9,480千円

9	消防費	735,175	△9,480	725,695	△1,609		△7,871
1	消防費	735,175	△9,480	725,695	△1,609		△7,871
	2 消防施設費	668,444	△9,480	658,964	△1,609 県支出金 △1,609		△7,871
	計	735,175	△9,480	725,695	△1,609		△7,871

15 工事請負費	△7,202	○交通防災課 1 消防水利維持管理事業 15 工事請負費 防火水槽撤去工事 防火水槽設置工事 2 消火栓設置費等負担金 19 負担金、補助及び交付金 消火栓設置費等負担金 △7,202 △7,202 △4,722 △2,480 △2,278 △2,278 △2,278	36,539
19 負担金、補助及び交付金	△2,278		8,848

10 款 教育費
1 項 教育総務費

△35,157千円
△2,266千円

10	教育費	3,352,533	△35,157	3,317,376	58,885	122,300	△185,359	△30,983
1	教育総務費	305,559	△2,266	303,293	△300		△302	△1,664
	2 事務局費	301,959	△1,964	299,995	△300 県支出金 △300			△1,664

8 報償費	△571	○学校教育課 1 学校教育指導事業 11 需用費 消耗品費 2 防災副読本作成事業 08 報償費 報償金 3 栄養教諭を中核とした食育推進事業 08 報償費 報償金 09 旅費 11 需用費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 △353 △353 △353 △500 △500 △500 △300 △71 △71 △8 △220 △1 △6 △213	2,039
9 旅費	△8		
11 需用費	△573		560
12 役務費	△1		
19 負担金、補助及び交付金	△811		300

10款 教育費

△35,157千円

1項 教育総務費

△2,266千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育施設及び文化施設管理基金費	948	△302	646			△302 財産収入 △302	
計	305,559	△2,266	303,293	△300		△302	△1,664

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円	12 役務費 通信運搬費 4 多賀城市中学校体育連盟補助事業 19 負担金、補助及び交付金 多賀城市中学校体育連盟負担金	千円 △1 △1 △811 △811 △811
25 積立金	△302	○市長公室 1 教育施設及び文化施設管理基金積立金 25 積立金 教育施設及び文化施設管理基金積立利子	千円 △302 △302 △302
			1,843
			948

10款 教育費

△35,157千円

2項 小学校費

△6,068千円

2	小学校費	449,975	△6,068	443,907	△279	△5,187	△602
	1 学校管理費	393,254	△5,865	387,389		△5,580 寄附金 444 繰入金 △6,024	△285
	2 教育振興費	56,721	△203	56,518	△279 国庫支出金 △170 県支出金 △109	寄附金 393 393	△317
	計	449,975	△6,068	443,907	△279	△5,187	△602

11 需用費	2,059	○教育総務課 1 学校施設維持管理事業 [小学校]	2,059	74,868
13 委託料	△7,924	11 需用費 消耗品費 光熱水費 2 城南小学校校舎大規模改造事業 13 委託料 設計業務委託料 耐力度調査委託料 3 多賀城東小学校エレベータ改修事業 13 委託料 設計業務委託料	2,059 2,059 444 1,615 △6,704 △6,704 △4,804 △1,900 △1,220 △1,220 △1,220	35,000
11 需用費	31	○教育総務課 1 教育教材整備事業 [小学校]	393	6,969
18 備品購入費	362	11 需用費 消耗品費	31 362	
20 扶助費	△596	18 備品購入費 教材備品購入費 ○学校教育課 1 就学援助事業 [小学校] 20 扶助費 修学旅行費 2 特別支援教育就学奨励事業 [小学校] 20 扶助費 学校給食費	362 362 △346 △346 △346 △250 △250 △250	26,999
				1,680

10款 教育費

△35,157千円

3項 中学校費

△4,710千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 中学校費	188,507	△4,710	183,797	△633		△4,796	719
1 学校管理費	144,735	△2,984	141,751			△5,045 寄附金 439 繰入金 △5,484	2,061
2 教育振興費	43,772	△1,726	42,046	△633 国庫支出金 △72 県支出金 △561		寄附金 249 249	△1,342
計	188,507	△4,710	183,797	△633		△4,796	719

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円	千円	千円
11 需用費	△1,764	○教育総務課 1 学校施設維持管理事業 [中学校]	2,500
13 委託料	△1,220	11 需用費 消耗品費 光熱水費 2 多賀城中学校プール改修事業 11 需用費 修繕料 3 多賀城中学校エレベータ改修事業 13 委託料 設計業務委託料	2,500 439 2,061 △4,264 △4,264 △4,264 △1,220 △1,220 △1,220
11 需用費	12	○教育総務課 1 教育教材整備事業 [中学校]	249
18 備品購入費	237	11 需用費 消耗品費	12 12
20 扶助費	△1,975	18 備品購入費 教材備品購入費 ○学校教育課 1 就学援助事業 [中学校] 20 扶助費 修学旅行費 校外活動費	237 237 △1,975 △1,975 △1,067 △908

10款 教育費

△35,157千円

4項 社会教育費

△8,044千円

4 社会教育費	1,789,602	△8,044	1,781,558	55,483	122,300	△158,044	△27,783
1 社会教育総務費	925,924	132,181	1,058,105	59,594 国庫支出金 59,594	122,300	△49,713 繰入金 △49,713	
4 文化財保護費	53,549	△2,145	51,404	△2,160 県支出金 △2,160		寄附金 15 15	
6 図書館費	90,188	△5,750	84,438			寄附金 1,250 1,250	△7,000

19 負担金、補助及び交付金	132,181	○生涯学習課 1 図書館移転事業 19 負担金、補助及び交付金 市立図書館建設費負担金	132,181 132,181 132,181	591,896
11 需用費	15	○文化財課 1 文化財保護管理事業	15	26,544
13 委託料	△2,160	11 需用費 消耗品費 2 被災文化財（古文書等）保全等事業 13 委託料 収納棚板増設業務委託料	15 15 △2,160 △2,160 △2,160	19,158
11 需用費	1,250	○市立図書館 1 図書資料整備管理事業	1,250	13,103
15 工事請負費	△7,000	11 需用費 消耗品費 2 図書館駐車場法面改修事業 15 工事請負費 がけ崩れ補修工事	1,250 1,250 △7,000 △7,000 △7,000	30,000

10款 教育費

△35,157千円

4項 社会教育費

△8,044千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
8 市民会館費	173,409	△11,360	162,049			△11,360 繰入金 △11,360	
9 埋蔵文化財調査センター費	241,672	△120,895	120,777	△1,951 県支出金 △1,951		△98,161 繰入金 △57,768 諸収入 △40,393	△20,783

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
千円	千円	千円	千円
13 委託料	△11,360	○生涯学習課 1 文化センター改修事業 13 委託料 改修設計業務委託料	57,800
1 報酬	△64,577	○埋蔵文化財調査センター 1 埋蔵文化財緊急調査事業 [補助]	21,910
4 共済費	△796	01 報酬 遺物整理員報酬	
11 需用費	△4,239	04 共済費 11 需用費	
12 役務費	△385	消耗品費 印刷製本費 光熱水費	
13 委託料	△17,437	13 委託料	
14 使用料及び賃借料	△33,461	仮設電気設置業務委託料 土壌分析業務委託料 測量業務委託料 14 使用料及び賃借料 養生設備等借上料 休憩施設等借上料 機械借上料	
		2 埋蔵文化財調査受託事業 01 報酬 発掘作業員報酬 遺物整理員報酬 04 共済費 11 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 12 役務費 通信運搬費 手数料 13 委託料 一般廃棄物処理業務委託料 産業廃棄物処理業務委託料 仮設電気設置業務委託料 航空写真撮影業務委託料 土壌・花粉分析業務委託料 測量業務委託料 図面スキヤニング業務委託料 14 使用料及び賃借料 養生設備等借上料 休憩施設等借上料 機械借上料 測量機材借上料	53,386
		3 埋蔵文化財緊急調査事業 [復興交付金] 01 報酬 発掘作業員報酬 遺物整理員報酬 04 共済費 11 需用費 消耗品費 燃料費 光熱水費 12 役務費	114,942

10款 教育費

△35,157千円

4項 社会教育費

△8,044千円

款 項 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
10 生涯学習推進基金費	205	△75	130			△75 財産収入 △75	
計	1,789,602	△8,044	1,781,558	55,483	122,300	△158,044	△27,783

区 分	金 額 千円	説 明	既定事業費
			千円
		通信運搬費 △189 手数料 △122 13 委託料 △19,416 産業廃棄物処理業務委託料 △110 仮設電気設置業務委託料 △1,938 土壌分析業務委託料 △2,124 図面・写真等スキャニング業務委託料 △403 航空写真撮影業務委託料 △368 遺物整理業務委託料 △14,473 14 使用料及び賃借料 △21,378 養生設備等借上料 △8,266 休憩施設等借上料 △2,979 機械借上料 △10,133 4 埋蔵文化財調査センター庶務事務 △3,477 01 報酬 △3,023 事務補佐員報酬 △240 発掘調査員報酬 △2,783 04 共済費 △454	22,940
25 積立金	△75	○市長公室 1 生涯学習推進基金積立金 △75 25 積立金 △75 生涯学習推進基金積立利子 △75	205

10款 教育費

△35,157千円

5項 保健体育費

△14,069千円

5	保健体育費	618,890	△14,069	604,821	4,614		△17,030	△1,653
	2 学校給食管理費	490,765	△14,069	476,696	4,614 県支出金 4,614		△17,030 諸収入 △17,030	△1,653
	計	618,890	△14,069	604,821	4,614		△17,030	△1,653

13 委託料	△14,069	○学校給食センター 1 学校給食調理事業 △14,069 13 委託料 △14,069 食材発注業務委託料 △14,069 2 学校給食放射性物質測定検査事業 財源組替え	420,180
--------	---------	--	---------

12款 公債費

△35,500千円

1項 公債費

△35,500千円

12	公債費	2,321,046	△35,500	2,285,546			7,692	△43,192
	1 公債費	2,321,046	△35,500	2,285,546			7,692	△43,192
	1 元金	2,008,872	0	2,008,872			7,692 諸収入 7,692	△7,692

		○市長公室 1 借入金償還金 [元金] 財源組替え	
--	--	---------------------------------	--

1 2 款 公債費

△35,500千円

1 項 公債費

△35,500千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 利子	千円 312,174	千円 △35,500	千円 276,674	千円	千円	千円	千円 △35,500
計	2,321,046	△35,500	2,285,546			7,692	△43,192

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
23 償還金、利子及び割引料	千円 △35,500	○市長公室 1 借入金償還金 [利子] △35,500 23 償還金、利子及び割引料 △35,500 市債償還金 (利子) △34,000 一時借入金利子 △1,500	千円 312,174